

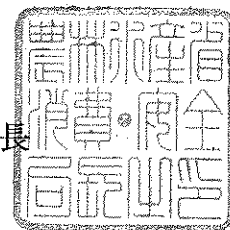


29消安第6926号

平成30年4月5日

一般社団法人 全国植物検疫協会
会長 花島 陽治 殿

農林水産省消費・安全局長



輸出国における検疫措置を必要とする植物に係る輸入検疫実施要領の一部改正
について

今般、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）の別表1の2及び別表2の2に係る検疫措置を必要とする植物に対する輸入検疫の実施の詳細を規定する「輸出国における検疫措置を必要とする植物に係る輸入検疫実施要領」（平成10年3月30日付け10農産第2122号農産園芸局長通達）を別紙のとおり一部改正したので、お知らせします。



	<p>確認が消含にて検 確ど該を欄つを がここ(当法の行と とう(方定をこ こ行旨の所毒いと るをのその消なこ いて、消毒をの れ、し、及明、当 さはと日査つ、れ に場合のた査か、 虫たる行)し、に 害れきを。載害証 本さで毒む記本査</p>	<p>旨ながこ当法の行と そとこ行旨(方定をこ し、こるをの所毒いと 確認する、消毒をの を追さはと日査つ、れ ここに場合のた査か、 ない明虫たる行)し、 査本さで毒む記本査</p>
<p>9 <i>Circulifer tenellus</i> (テ ンサイヨコバイ)</p>	<p>当該植物が輸出に 葉たえ行とに に卵るつを に差の幼て 該に卵るつを 差の幼て 該に卵るつを</p>	<p>本害虫の防除が十分に行われた ほ場(栽培施設を含む。)で栽培 され、葉に卵るつを 、らとえ行とに を査い明</p>
<p>10 <i>Diabrotica undecimpunctata</i> (ジエウイチホシウリ ハムシ)</p> <p>11 <i>Naupactus leucoloma</i> (シロヘリクチブトゾウムシ)</p> <p>12 <i>Otiorhynchus ovatus</i> (イチゴクチブトゾウムシ)</p>	<p>根茎の に及無の に及無の に及無の</p>	<p>本害虫の防除が十分に行われた ほ場(栽培施設を含む。)で栽培 され、根に損害を 、び根に損害を の査い明</p>
<p>13・14 [略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>15 <i>Trioza apicalis</i></p>	<p>当該植物が輸出に に損の に損の</p>	<p>本害虫の防除が十分に行われた ほ場(栽培施設を含む。)で栽培 され、葉に損害を 、葉に損害を の査い明</p>

<p>なお、認めが消含記本査 が確と該をにて検 なここ当法欄つを と。とう(方の行と ところ行旨の定をこ くるい毒をのそ毒い するい毒そびの消な して、消及書該い 追記れ、し付明当 に侵さはと日証、れ 書に場もつ検か、に 明虫たる行を、に 査害れきを)し、虫 本さで毒む載害証</p>	<p>[略]</p>
<p>さ旨ながこ法欄 侵の。とう(方の行と そとこ行旨の定をこ 虫、こるをのそ毒い 害するい毒そびの消 本認すて、消及書該 て確記れ、し付明当 っを追さはと日証、れ 行とに侵合のた査つ をこ書に場もつ検か、 査い明虫たる行を、 のい査害れきを)し、 無て検、認が消含記 れをお確と該をにて 査</p>	<p>16~19 [略]</p> <p>20 <i>Candidatus Liberibacter solanacearum</i></p> <p>21~31 [略]</p>
<p>16~19 [略]</p> <p>20 <i>Candidatus Liberibacter solanacearum</i></p> <p>21~31 [略]</p>	<p>[略]</p> <p>当該植物の生育期中又は輸子菌 査的にその 手法にれを 時に、PCR法による検ない 該植物の生育期中又は輸子菌 査的にその 手法にれを 時に、PCR法による検ない</p>